

第 1 2 回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 1 1 月 8 日（金） 1 3 時 3 0 分～ 1 4 時 0 0 分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 1 1 人

会長職務代理者	9 番	土岐 工	委員	境 祐二	推進委員
	1 番	三上 豊	委員	山口 努	推進委員
	2 番	浅利 力	委員		
	3 番	佐々木清春	委員		
	4 番	外崎 雅彦	委員		
	5 番	三浦 隆彦	委員		
	6 番	藤田 重孝	委員		
	7 番	須藤美恵子	委員		
	8 番	原子 一行	委員		

4. 議事日程

議案第 2 2 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請について
議案第 2 3 号	農用地利用集積計画書の決定について
議案第 2 4 号	農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
報告第 2 2 号	大鰐町農業委員会事務局職員の任免について
報告第 2 3 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 2 4 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告第 2 5 号	使用貸借合意解約書の受理について

5. 農業委員会事務局職員

局長 森山 雄一朗 次長 齋藤 孝嗣 主事 白戸 優之

6. 会議の概要

- 齋藤次長 大鰐町農業委員会憲章唱和を行ないますので、皆様ご起立下さい。
- 森山局長 ただ今から、第12回大鰐町農業委員会総会を開催致します。
本日は高橋会長が欠席のため、土岐会長職務代理者、挨拶の方をお願いします。
- 会 長 (挨拶)
- 森山局長 土岐会長職務代理者ありがとうございました。引き続き進行の方をお願いします。
- 議 長 本日は、委員15名中11名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。
- 委 員 異議なし
- 議 長 それでは、私の方から指名致します。
2番の浅利力委員と、3番の佐々木清春委員にお願い致します。
- それでは、議事に入ります。
議案第22号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第22号について説明いたします。
(P1) 整理番号1番は、長峰字砂沢の畑4筆18,565㎡を年間上実10箱クズ実10箱で10年間賃貸借する申請です。
整理番号2番は、長峰字杉浦平の畑3筆6,212㎡を贈与する申請です。
(P2) 整理番号3番は、三ツ目内字水沢出口の田1筆1,823㎡を年間玄米2俵で5年間賃貸借する申請です。
農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。
- 議 長 議案第22号について、質問・意見等ありませんか。
- 委 員 異議なし
- 議 長 異議がないようですので、議案第22号は、原案のとおり許可することに致します。
- 議 長 議案第23号、農用地利用集積計画書の決定についてですが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により三上委員には、退出をお願い致します。
- (三上委員 退出)
- 議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第23号について説明いたします。

(P3) こちらは、大鰐町長より、農用地利用集積計画を定めたい旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものです。

(P5) 整理番号 20 番は、八幡館字長面の田 1 筆 4,466 m²を農地中間管理事業により、10 年間使用貸借するものです。

(P7) 整理番号 21 番は、苫木字豊田の田 1 筆 2,626 m²を農地中間管理事業により、10 年間使用貸借するものです。

議 長 議案第 23 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第 23 号は、原案のとおり決定することに致します。

(三上委員 入室)

議 長 続きまして、議案第 24 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 24 号について説明いたします。

(P9) こちらは、三ツ目内字富岡家岸の田 3,248 m²のうち 470 m²を建設会社が、許可日から令和 7 年 3 月 31 日まで現場事務所、休憩所、駐車スペースとして使用する一時転用の申請であります。

現地調査を行った委員より報告をお願いします。

外崎雅彦 令和 6 年 11 月 7 日に、私と三浦隆彦委員、事務局と現地確認を行いました。委員
申請場所は、三ツ目内地区で、今回の申請目的は公共工事として砂防工事受注に伴う、現場事務所、休憩所、駐車スペースとして使用する一時転用の申請となっています。

現地調査の結果、排水等の問題が生じず周囲の農地への影響は無いと思われるので、特に問題は無いのではないかと判断しました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 議案第 24 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第 24 号については異議なしということで県へ送付することに致します。

議 長 報告第 22 号、大鰐町農業委員会事務局職員の任免について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 22 号について説明いたします。

(P10) 令和 6 年 10 月 22 日付け大鰐町人事異動に伴い、大鰐町農業委員会事務局職員を次のとおり、任免したので報告します。

事務局職員併任 主査 桜庭美来、大鰐町農業委員会事務局主査の併任を解除

する。

これは、国民スポーツ大会の冬季スキー競技会の事務局職員を町から緊急に派遣することになったことに伴う人事異動となります。

緊急的な異動であり、事後報告となりました。

以上、承認賜りますようお願いいたします

議 長 報告第 2 2 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第 2 2 号は、原案のとおり承認することに致します。

議 長 続きまして、報告第 2 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 2 3 号について説明いたします。
(P12) 今回の受理は、6 件で田が 19 筆、畑が 26 筆の計 45 筆 82,063 m²が相続されました。

議 長 報告第 2 3 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第 2 3 号は原案のとおり受理することに致します。

議 長 続きまして、報告第 2 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 2 4 号について説明いたします。
(P13) 今回の受理は、1 件です。農地法第 3 条にて賃貸借をしていた農地を合意解約したものです。

議 長 報告第 2 4 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第 2 4 号は原案のとおり受理することにいたします。

議 長 続きまして、報告第 2 5 号、使用貸借合意解約書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 2 5 号について説明いたします。
(P15) 今回の受理は、1 件です。農地法第 3 条にて使用貸借をしていた農地を合意解約したものです。

議 長 報告第 2 5 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第 2 5 号は原案のとおり受理することにいたします。

議 長 これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、第 1 2 回総会を閉会致します。